

## 5-1 課税状況

## (1) 課税状況

区 分	相続人の数	金 額	
	人	千円	
取得財産価額	5,520	413,757,919	
相続時精算課税適用財産価額	45	1,240,098	
債務控除額	2,606	38,934,823	
暦年課税分贈与財産価額	507	1,995,856	
<b>課 税 価 格</b>	<b>実 5,529</b>	<b>378,059,050</b>	
相続税額	算出税額	5,426	48,160,826
	2割加算額	355	381,582
	<b>計</b>	<b>実 5,427</b>	<b>48,542,408</b>
税 額 控 除	暦年課税分贈与税	179	359,167
	配偶者	998	14,449,869
	未成年者	85	23,699
	障害者	91	73,742
	相次相続	179	499,266
	外国税額	9	89,494
	<b>計</b>	<b>実 1,482</b>	<b>15,495,237</b>
差 引 税 額	<b>実 4,697</b>	<b>33,047,160</b>	
相続時精算課税分贈与税額控除額	22	69,651	
小 計	4,693	32,977,509	
納税猶予額	91	1,203,298	
納付税額	<b>実 4,672</b>	<b>31,774,211</b>	
還付税額	13	50,735	
災害減税法による免除税額	—	—	
遺産に係る基礎控除額	1,877	158,800,000	

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成11年分	6,483	455,764,542	68,532,008	23,042,763	5,533	42,879,191	2,064
12	6,111	437,905,713	66,914,034	22,956,258	5,188	41,898,368	2,034
13	5,893	413,212,932	59,960,386	19,693,830	5,013	37,157,299	1,951
14	5,346	370,318,152	55,569,829	20,528,890	4,572	33,650,433	1,786
15	5,685	402,180,713	56,437,902	16,817,067	4,854	37,742,852	1,920
16	5,529	378,059,050	48,542,408	15,495,237	4,672	31,774,211	1,877

(注) この表は、「(1) 課税状況」を累年比較したものである。